

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、「大谷大学における公正な研究活動の推進に関する基本方針」に基づき、大谷大学及び大谷大学短期大学部(以下「本学」という。)における公正な研究活動を推進し、研究活動における不正行為を防止するとともに、不正行為が生じた場合における対応等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「教職員」とは、「大谷大学職制規程」(以下「職制規程」という。)に定められた専任職員、契約職員及び兼任職員をいう。

2 この規程において「研究者」とは、職制規程に定められた専任職員、契約職員及び兼任職員並びに本学で研究活動を行う研修員、客員研究員、特別研究員、嘱託研究員、協同研究員等、研究に関わる者をいう。

3 本学に在籍する学生、科目等履修生、聴講生及び外国人留学研究生であっても、研究に関わる時は、「研究者」に準ずるものとする。

4 この規程において「公正な研究活動」とは、次項に定める「研究倫理」及び第6項に定める「コンプライアンス」を兼ね備える研究活動をいう。

5 この規程において「研究倫理」とは、公正な研究活動を遂行するにあたって修得すべき倫理規範をいう。

6 この規程において「コンプライアンス」とは、法令、本学の諸規則等を遵守し、研究費等を適切に使用することをいう。

7 この規程において「研究費等」とは、競争的資金のみならず、研究資料費、在外研究員助成金、学術刊行物出版助成金、真宗総合研究所の研究費等を含めた、本学が運営及び管理する研究に関わる全ての経費をいう。

8 この規程において「不正行為」とは、本学の研究者が研究活動を行う場合における次の行為をいう。

(1) 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成し、研究の報告又は論文等に利用すること。

(2) 改ざん 研究資料、研究機器又は研究過程を変更する操作を行い、データ、研究結果等を用いて、研究の報告又は論文等に利用すること。

(3) 盗用 他人のアイデア、研究過程、研究結果、論文又は用語を、当該他人の了解を得ず、又は適切な表示なしに使用すること。

(4) 不正使用 法令その他本学の規則等に反する研究費等の使用

9 この規程において「副学長等」とは、職制規程第16条から第17条の2までに規定する者及び同規程第31条の4の図書館長、博物館長、真宗総合研究所長及び人権センター長をいう。

(本学の責務)

第3条 本学は、公正な研究活動を推進し、研究活動における不正行為を防止するために、研究倫理教育及びコンプライアンス教育を実施しなければならない。

(研究者の責務)

第4条 研究者は、公正な研究活動を行うために、研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受けなければならない。

2 研究者は、前項の研究倫理教育及びコンプライアンス教育を受講後に誓約書を提出しなければならない。

第2章 公正な研究活動の推進体制

(公正な研究活動の推進体制)

第5条 本学は、公正な研究活動を推進するために、第6条から第9条までに定める責任者を置き、第10条に定める委員会を置く。

(最高管理責任者)

第6条 本学における公正な研究活動の推進及び不正行為の防止を総括するために、最高管理責任者を置く。

- 2 最高管理責任者は、学長がこれに当たる。
- 3 最高管理責任者は、公正な研究活動を推進するための基本方針を策定及び周知し、それらを実施するための必要な措置を講じる。

(統括管理責任者)

第7条 公正な研究活動の推進を統括するために、2名の統括管理責任者を置き、そのうちの1名は研究倫理を担当し、他の1名はコンプライアンスを担当する。

- 2 それぞれの統括管理責任者には、次の者を充てる。
 - (1) 研究倫理担当 研究・国際交流担当副学長
 - (2) コンプライアンス担当 学監・事務局長
- 3 統括管理責任者は、最高管理責任者の命を受け、公正な研究活動の推進及び不正行為の防止についての具体的な対策を策定し、その実施状況を最高管理責任者に報告する。

(研究倫理教育責任者)

第8条 本学における研究倫理教育を推進するために、2名の研究倫理教育責任者を置き、そのうちの1名は研究者を対象とする研究倫理教育を担当し、他の1名は学生を対象とする研究倫理教育を担当する。

- 2 それぞれの研究倫理教育責任者には、次の者を充てる。
 - (1) 研究者対象の研究倫理教育 研究・国際交流担当副学長
 - (2) 学生対象の研究倫理教育 教育・学生支援担当副学長
- 3 研究倫理教育責任者は、統括管理責任者(研究倫理担当)の命を受け、研究者及び学生に対して研究倫理教育を実施し、受講状況を管理及び監督する。
- 4 研究倫理教育責任者は、研究倫理教育の修了が確認できない者については、研究費等への申請及び運営又は研究費等の管理に関わらせない。
- 5 研究倫理教育責任者は、業務を達成するために研究倫理教育副責任者を置き、第3項に定める業務を補佐させることができる。

(コンプライアンス推進責任者)

第9条 研究活動における不正防止対策を実施し、コンプライアンス教育を推進するために、コンプライアンス推進責任者を置く。

- 2 コンプライアンス推進責任者は、研究・国際交流担当副学長をこれに充てる。
- 3 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者(コンプライアンス担当)の命を受け、次の業務を行う。
 - (1) 研究活動における不正防止対策を実施し、その実施状況を確認するとともに、実施状況を統括管理責任者に報告する。
 - (2) 研究費等に関わる全ての構成員に対してコンプライアンス教育を実施し、受講状況を管理及び監督する。
 - (3) 研究費等の管理及び執行をモニタリングし、必要に応じて改善を指導する。
- 4 コンプライアンス推進責任者は、コンプライアンス教育の受講者から、次の内容を記した所定の誓約書を徴収する。誓約書の提出がない者については、研究費等への申請及び運営又は研究費等の管理に関わらせない。

- (1) 本学及び研究費等の配分機関の規則等を遵守すること。
 - (2) 公正な研究活動を行うこと。
 - (3) 規則等に反して不正を行った場合は、本学及び研究費等の配分機関による処分の対象となり、法的な責任を負うこと。
- 5 コンプライアンス推進責任者は、業務を達成するためにコンプライアンス推進副責任者を置き、第3項に定める業務を補佐させることができる。

(公正な研究活動推進委員会)

第10条 本学における研究倫理及びコンプライアンスの推進体制を整備し、公正な研究活動を推進するために、公正な研究活動推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会に関する必要な事項は、「公正な研究活動推進委員会規程」に定める。

第3章 研究倫理の推進

(研究倫理の推進)

第11条 本学は、研究者が修得すべき倫理規範を示すことによって、研究倫理を備えた公正な研究活動を推進するために、「研究倫理規程」を定める。

- 2 前項に定める規程の運用を実効あるものとするため、委員会のもとに研究倫理委員会を置く。

第4章 コンプライアンスの推進

(コンプライアンスの推進)

第12条 本学は、研究者が法令、本学の諸規則等を遵守し、研究費等を当該研究に必要な経費のみに適切に使用するように管理することによって、コンプライアンスを備えた公正な研究活動を推進するために、次の諸規則を定める。

- (1) 研究費等を使用するうえでの指針として、「研究費等の使用に関する行動規範」を定める。
 - (2) 不正使用の発生する要因を把握し、これに対応する防止計画を立てることにより、研究費等の適正な運営・管理をおこなうために、「研究費等の不正防止計画」を定める。
 - (3) 公的研究費の内部監査に関する必要な事項を規定するために、「公的研究費の内部監査に関する細則」を定める。
 - (4) 「研究費等の不正防止計画」を踏まえ、研究費等の適正な予算執行を行うための事務手続きとして、「研究費等の適切な運営・管理のための取扱要領」を定める。
 - (5) 公的研究費等の管理・監査が適正に執行されるためのガイドラインとして、「大谷大学・大谷大学短期大学部における公的研究費等の管理・監査のガイドライン」を定める。
 - (6) 公的研究費等の運営及び管理体制を明示するために、「大谷大学・大谷大学短期大学部における公的研究費等の運営及び管理体制」を定める。
- 2 前項に定める諸規則の運用を実効あるものとするため、委員会のもとに研究費等不正使用防止委員会を置く。

第5章 不正行為への対応

(利害関係者の排除)

第13条 不正行為への対応は、申立者及び被申立者と直接の利害関係を有しない者により

行われなければならない。

- 2 学長は、業務上不正行為への対応に関わる職が規程等に定められている場合で当該職にある者が申立者及び被申立者と直接の利害関係を有する場合は、規定によらず交代させることができるものとする。

(不正行為への対応責任者)

第14条 本学における不正行為への対応に関する責任者(以下「対応責任者」という。)は、研究・国際交流担当副学長とする。

- 2 対応すべき事案により必要がある場合は、前項にかかわらず、学長は対応責任者を研究・国際交流担当副学長以外の副学長等のうちから指名しなければならない。

(窓口)

第15条 本学における不正行為に関する告発、申立て、情報提供等(以下「申立て」という。)に対応するため、不正行為申立て窓口(以下「窓口」という。)を置く。

- 2 窓口は、教育研究支援部及び学外の弁護士事務所に置く。
- 3 窓口は、次の業務を行う。
 - (1) 不正行為に係る相談
 - (2) 不正行為に係る申立ての受け付け及び申立者への受け付け通知
 - (3) 不正行為に係る申立て、提供された情報の整理及び対応責任者への取次ぎ
 - (4) 「研究活動における不正行為への対応に関する細則」第9条及び「研究費等の不正使用への対応に関する細則」第11条に規定する不服申立ての最高管理責任者への取次ぎ
 - (5) 申立者への判定結果の通知
- 4 教育研究支援部における告発及び申立てへの対応は、原則として専任の教育職員及び専任の事務職員が行うものとする。ただし、教育職員については研究倫理委員会の委員を充てる。

(不正行為に関する申立て)

第16条 申立ては、顕名によるものとし、次の事項を明示した書面(ファクシミリ、電子メールを含む。)、電話、面談等により、窓口に対して直接行わなければならない。

- (1) 不正行為を行ったとする研究者、グループ等の氏名又は名称
- (2) 不正行為の具体的内容
- (3) 前号の内容を不正とする科学的合理的理由
- 2 前項に関わらず、匿名による告発があった場合、申立ての内容に応じ、顕名の申立てがあった場合に準じた取扱いをすることができる。
- 3 対応責任者は、当該申立ての対象に他機関に所属する者が含まれる場合は、当該他機関の長に当該申立てを回付する。
- 4 第1項の申立てが書面でなされるなど、窓口が受け付けたか否かを申立者が知り得ない方法による申立てがなされた場合は、窓口は、申立者に申立てを受け付けたことを通知しなければならない。
- 5 第1項に定めるもののほか、不正行為が報道により指摘又は学会並びに他機関から指摘された場合も、対応責任者は、第1項の申立てがあったものとみなすことができる。また、本学の研究者による不正行為がインターネット上に掲載されていることが確認できた場合も同様の取扱いができる。

(申立てへの対応)

第17条 対応責任者は、第15条第3項第3号の規定に基づく報告を受けたときは、速やかに最高管理責任者に報告するとともに、申立てに対応しなければならない。

- 2 前項の対応については、第2条第8項第1号から第3号までに係る事案は「研究活動における不正行為への対応に関する細則」に定め、第2条第8項第4号に係る事案は「研究費

等の不正使用への対応に関する細則」に定める。

第6章 所管等

(所管)

第18条 この規程に関する事務の所管は、教育研究支援部教育研究支援課とする。

2 研究活動における不正行為が生じた場合の措置等に関する事務は、関係部局の協力を得て、教育研究支援部教育研究支援課が所管する。

(改廃)

第19条 この規程の改廃は、委員会に諮り教授会の議を経て、学長が決定する。

(雑則)

第20条 この規程並びに「研究活動における不正行為への対応に関する細則」及び「研究費等の不正使用への対応に関する細則」に定めのない事項は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日 文部科学大臣決定)、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日(平成26年2月18日改正) 文部科学大臣決定)、その他関係法令通知等に定めるところによる。

付 則

この規程は、2017年3月2日に制定し、2017年4月1日から施行する。